

廃棄物資源循環学会 研究発表会  
埋立処理処分部会  
2020年9月18日 13:00～

# 一般廃棄物最終処分場における自主基準値の設定状況

1. 廃止の法的背景
2. 一般廃棄物最終処分場の自主基準設定状況

北海道大学大学院工学研究院  
廃棄物処分工学研究室  
松藤敏彦

## 1. 廃止の法的背景

廃棄物処理法において、「廃止」がどのように定められたのか。

①～③法における「廃止」の明記  
①～③「廃止基準」の設定  
の2段階ある

# 廃棄物処理法における「変更」の変化

## ①1976年改正

(一般廃棄物処理施設)

「一般廃棄物」

「一般廃棄物処理施設」を省略している

第8条 処理施設を設置し、または構造若しくは規模の変更をしようとする者は、都道府県知事に届け出なければならない。

この時点で、最終処分場は一般廃棄物処理施設には含まれていない。

## 昭和52年(1977年)技術上の基準

### 二 一般廃棄物処理施設に関する事項

(一) 一般廃棄物処理施設について、…新たに施設の技術上の基準を定め…

(二) 一般廃棄物の最終処分場は、一般廃棄物を最終的に環境に還元する場所であり、環境保全上特に慎重な配慮を要するものであるため、一般廃棄物の最終処分場のうち一定のものを新たに一般廃棄物処理施設としてとらえ、他の一般廃棄物処理施設と同様の規制を行うこととしたこと。

(廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正について、昭和52年3月26日、環計36号)

技術上の基準、構造指針、解説は、最終処分場が独立

3

# 「廃止」の明記

## ②1991年改正

(一般廃棄物処理施設)

設置:届出→許可

第8条 処理施設を設置し、または構造若しくは規模の変更をしようとする者は、都道府県知事の許可を得なければならない。

(変更の許可等)

第9条 構造または規模の変更をしようとするときは、都道府県知事の許可を受けなければならない。(軽微な変更を除く)

3 廃止、もしくは休止し、または休止した施設を再開したときは、都道府県知事に届けなければならない。

4 最終処分場である場合において、埋立処分が終了したときは、都道府県知事に届けなければならない。

廃止 ⇒ 届出

処分の終了

## ③1997年6月改正

(変更の許可等)

廃止基準

第9条 5 最終処分場である場合、技術上の基準に適合していることの確認を受けたときに限り、当該最終処分場を廃止することができる。

4

③を受けて

## 廃止基準の設定まで

①廃棄物処理基準等専門委員会報告(1997年10月)  
生活環境審議会廃棄物処理部会廃棄物処理基準等専門委員会

最終処分場に関する基準、焼却施設におけるダイオキシン対策、生活環境調査の考え方、保管の基準等について審議

### 1 安定型最終処分場

(1) 安定型産業廃棄物の品目の見直し (2) 搬入管理の徹底 (3) 定期的な点検

### 2 管理型最終処分場及び一般廃棄物最終処分場

(1) 遮水機能の強化 (2) 浸出水処理の強化 (3) 定期的な点検の強化

### 3 遮断型最終処分場

### 4 最終処分場の廃止の基準

今回の法改正により、都道府県知事が廃止の基準に合致しているか否かを確認することとなった。

「廃止基準」の設定  
が課題となった

②一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める命令の一部改正について(1998年6月)

#### 1. 構造基準及び維持管理基準の強化

(1) 一般廃棄物最終処分場、管理型最終処分場

##### ○遮水工の要件の強化・明確化

遮水層の二重化 遮水層の保護 など

○放流水の水質検査について、検査項目、検査方法及び検査頻度を明確化

○放流水に係る排水基準を強化

## 2. 廃止基準の設定

(1) 共通事項

○構造基準に適合していること

○維持管理基準において義務付けられている一定の措置(悪臭や火災、害虫の発生を防止するための措置)が講じられていること

○最終処分場周縁の地下水を汚染していないこと

○現に生活環境保全上の支障が生じていないこと

(2) 一般廃棄物最終処分場、管理型最終処分場

○埋立地の内部が十分に安定化していると認められること(保有水等の水質検査、ガスの測定、埋立地内部の温度の測定)

○土砂等により開口部が閉鎖されていること

# 「廃止」された処分場はいくつあるか

都道府県名	地方公共団体コード	施設コード	地方公共団体名	施設名	埋立容量 (覆土を含む) (m³/年度)	埋立量 (覆土を含まない) (t/年度)	残余容量 (m³)	処理対象廃棄物	埋立場
埋立開始年度	埋立地面積 (m²)	全体容積 (m³)	埋立終了年度	遮水の方式	浸出水の処理	運転管理体制	処分場の現状	施設の改廃	
1973	35979	179895	2003	遮水なし	処理なし	直営	埋立終了	廃止	
2000	36230	513208	2015	底部遮水工, 凝集沈殿, 生物処理	一部委託	埋立終了	休止		

平成30年度一般廃棄物実態調査  
埋立中1086, 埋立終了571

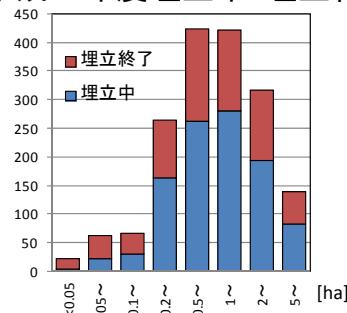
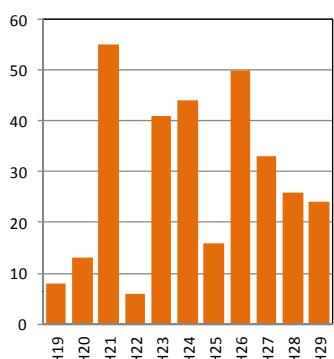
休止, 廃止が記載  
廃止は55施設

一旦記載されると、リストから削除される。  
前年度と比較し、削除された処分場をカウント  
⇒361施設（過去11年）

7

## 廃止処分場の分布

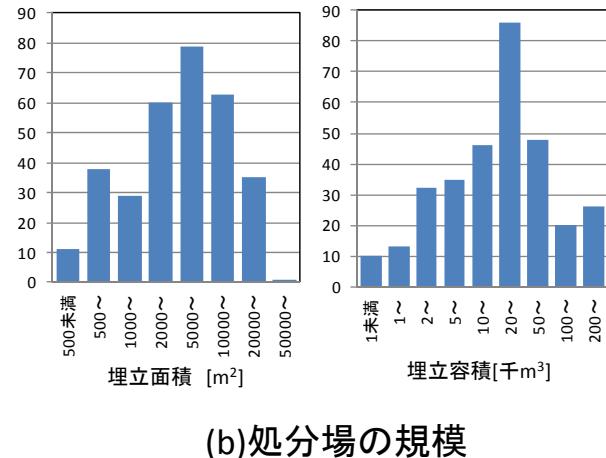
平成29年度埋立中・埋立終了



小規模の処分場が  
廃止されている

ただし、「施設改廃」の項目は  
平成19年から  
廃止基準設定の平成10～19年の  
間は不明である。

記録の連続性に問題

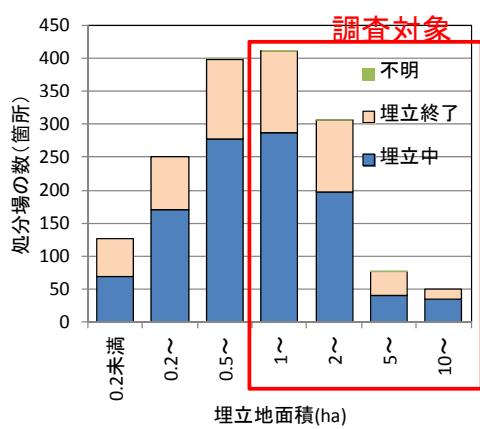


8

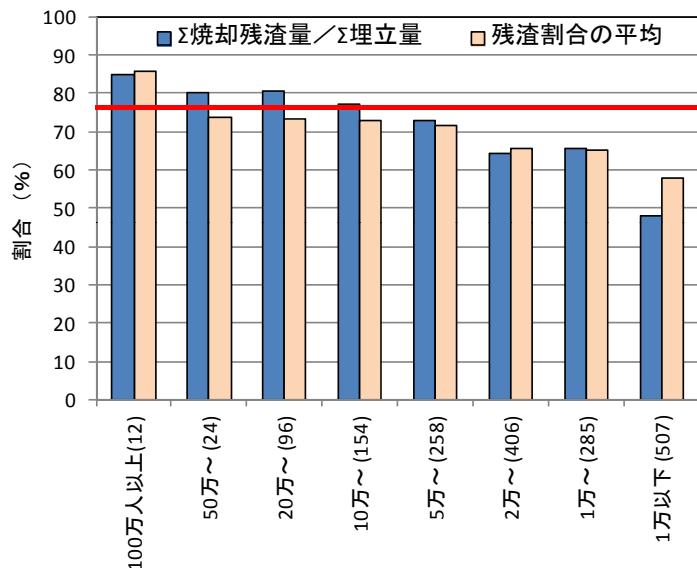
## 2. 一般廃棄物最終処分場の自 主基準設定状況

### 一般廃棄物最終処分場に対する アンケート調査(2019年)

- 全国の一般廃棄物最終処分場(1679箇所, 平成29年度の環境省データ)
- 埋立場所が海面, 水面, および埋立開始前を除外
- 埋立面積が1ha以上の施設を対象
- 3つ以上の施設を持つ場合は, 埋立開始が遅い方から順に最大3施設とするなどし, 801箇所を対象
- 2019年9月20日にアンケートを送付
- 370件の回答, 357件を有効回答(回答率44.6%)。



# 埋立廃棄物



国全体では焼却  
残渣割合77%

人口規模小ほ  
ど、焼却残渣の  
割合は低い

一般廃棄物処理実態調査(平成29年)

処理状況 → 全体集計結果 →

ファイル市町村集計結果(ごみ処理状況)

シート:ごみ処理量内訳

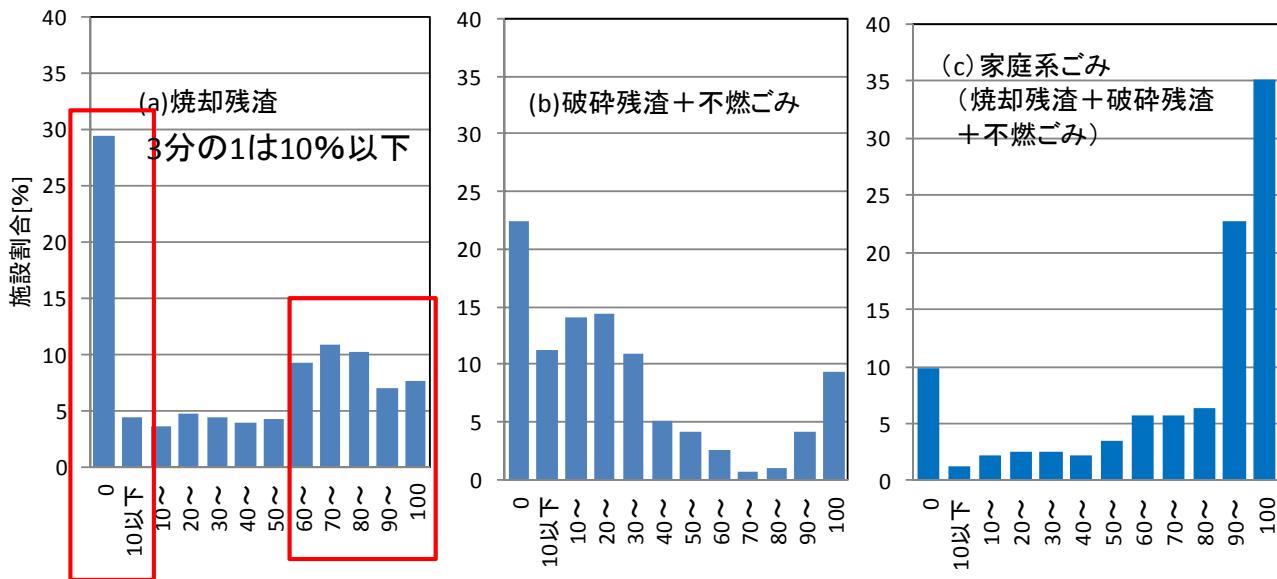
最終処分量=直接+焼却残渣+中間処理残渣(粗大ごみ処理など)

シート:施設区分別搬入量内訳

直接埋立の内訳(収集／直接搬入 × 可燃ごみ/不燃ごみ)

11

# アンケート回収施設の埋立物



約半数の処分場は焼却残渣が60%以上

12

# 技術上の基準(基準省令)改正

一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る  
技術上の基準を定める命令の一部改正について(1998年6月)

## 1. 構造基準及び維持管理基準の強化

### (1) 一般廃棄物最終処分場、管理型最終処分場

#### ○遮水工の要件の強化・明確化

遮水層の二重化 基礎地盤の整備 遮光性不織布等による遮水層の保護

○放流水の水質検査について、検査項目、検査方法及び検査頻度を明確化

○放流水に係る排水基準を強化

	排水基準を定める命令(1971年)	基準省令改正(1998年)	適用	
BOD	160	60	海域・湖沼以外へ放流	河川放流
SS	200	60	海域・湖沼以外へ放流	
COD	160	90	海域・湖沼放流	
T-N	120	120	富栄養化の恐れがある場合	

13

背景：一般廃棄物最終処分場の適正化について  
平成10年3月5日 生衛発355号

- 一部の市町村において焼却灰の不適正な処分や保管の事例がみられた。
- 市町村設置の一般廃棄物最終処分場について、その実態を調査した。

最終処分場数 1901

遮水工または浸出液処理設備を有しない 538(28%)

うち 1)共同命令違反、かつ処分基準違反のおそれが強い 80

ミニ処分場 2)共同命令の適用はないが、処分基準違反のおそれが強い 343  
旧処分場 3)共同命令、処分基準ともに適用はないが、不適切 115

処分基準(1970年)=浸出液による汚染防止

基準省令(1977年)=構造基準、維持管理基準

共同命令(1998年)=基準省令改正

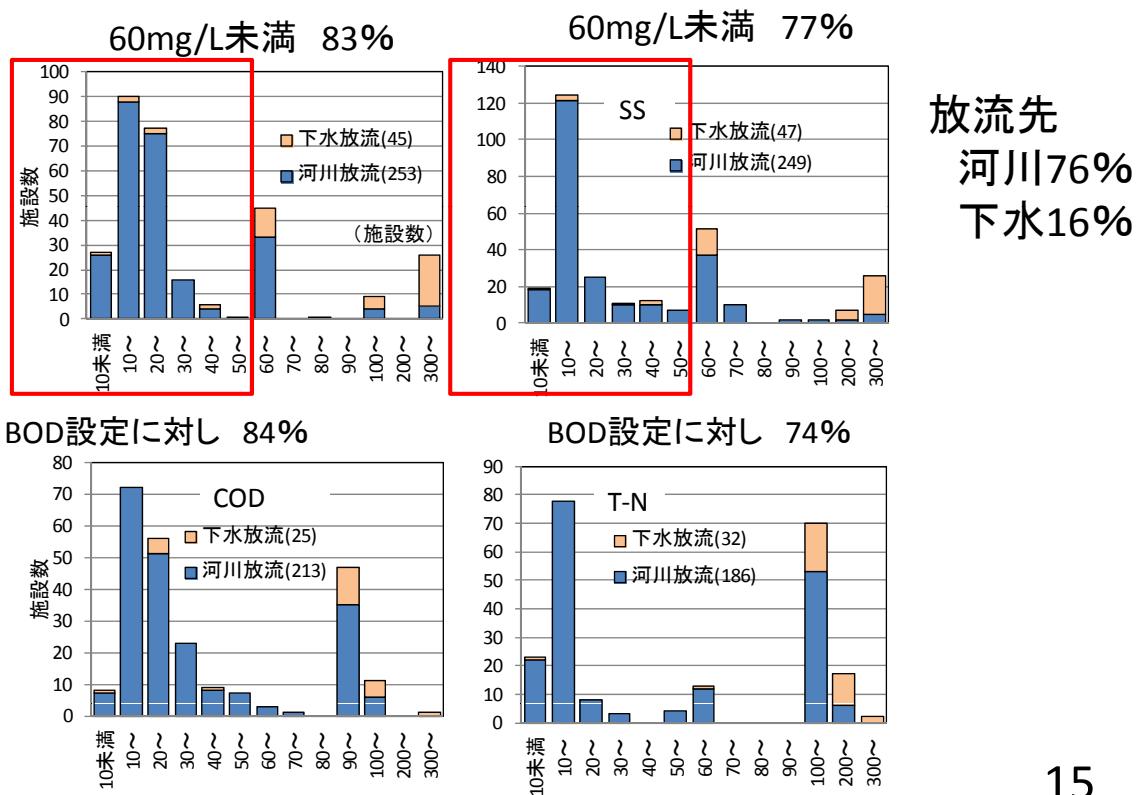
- 多くの最終処分場において、遮水工又は浸出液処理設備が設置されていない

- 市町村において速やかに必要な改善を図る

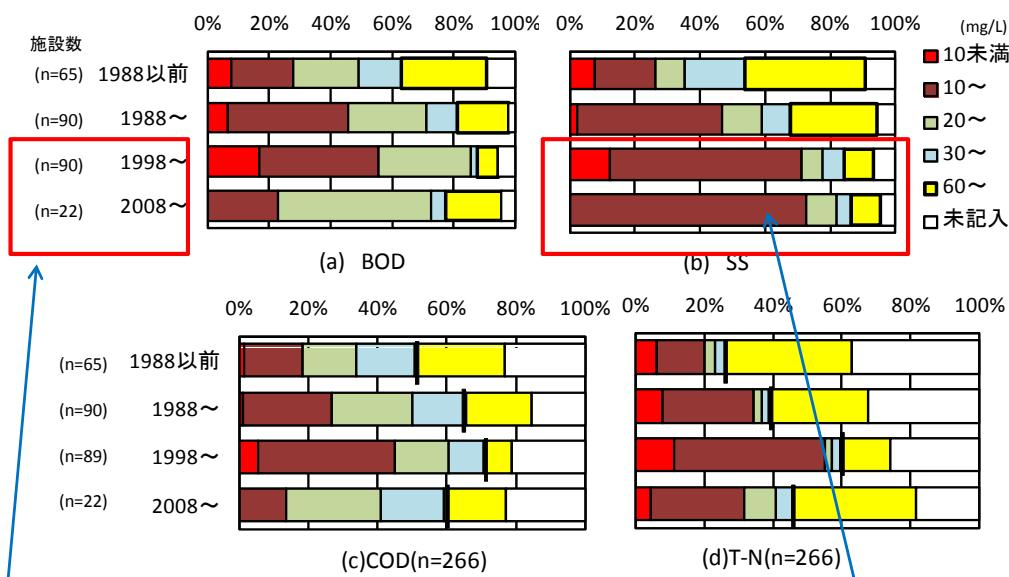
- 周辺の地下水等の水質調査を行い、必要な対策を検討・実施するよう指導した。

14

# 自主基準の分布



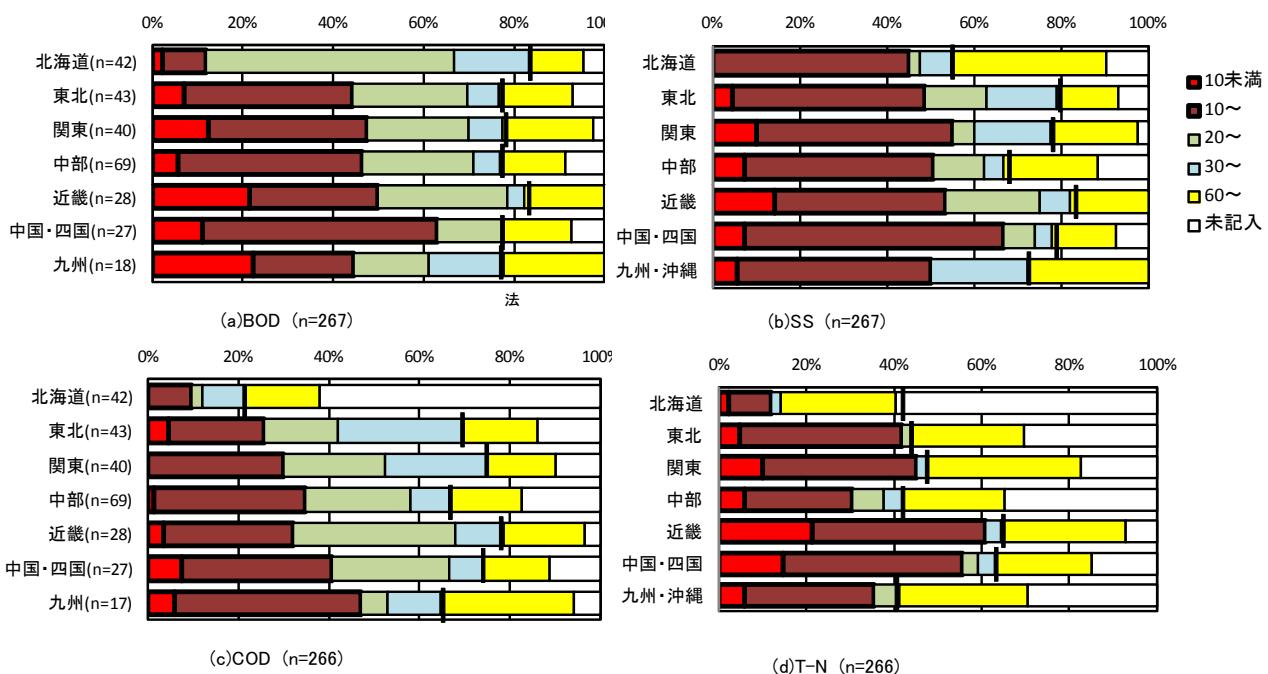
## 埋立開始年度ごとの自主基準値



- 共同命令以降に厳しくなっている
- それ以前から低い自主基準が設定されている。

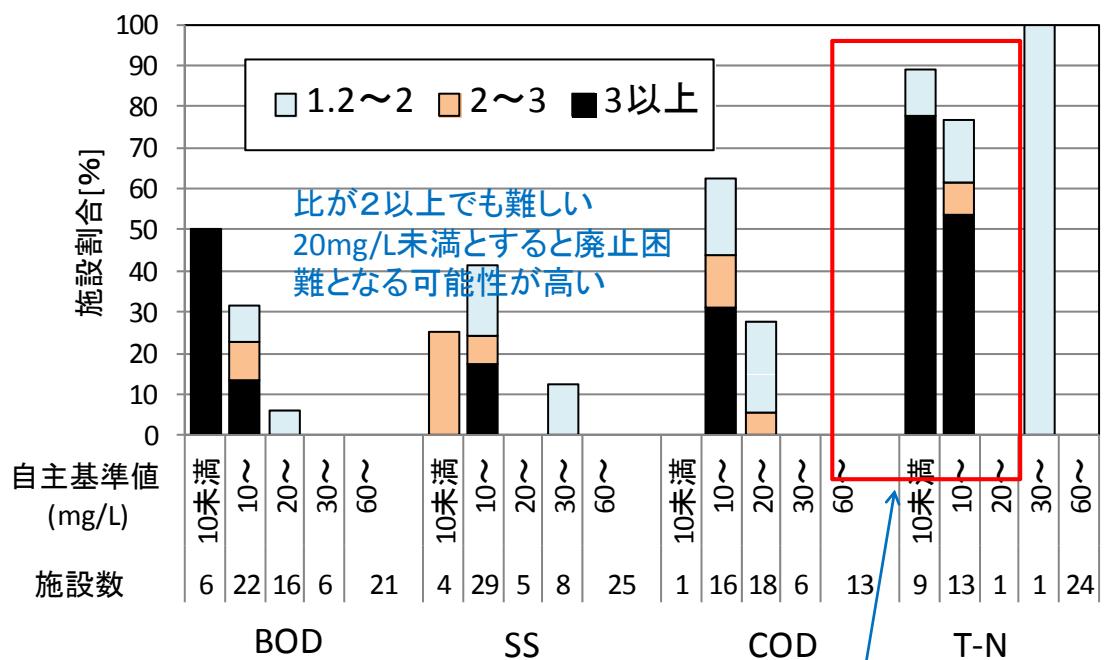
ダイオキシン等発生防止ガイドライン(1997)  
ダイオキシン類との相関より  
「当面、処理水のSS濃度10mg/L以下」とされた。  
ダイオキシン類の排水基準は2000年に設定

# 地域による差



17

## 埋立終了処分場の原水濃度／自主基準値

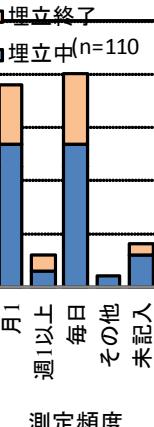
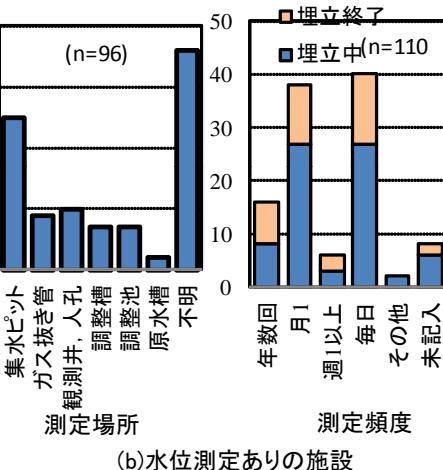
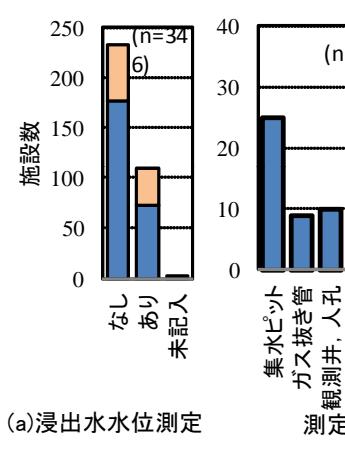


河川放流の場合はまず法で規制されないT-N, CODの基準を撤廃すべき

- 原水濃度/自主基準値比が3以上の施設が多い
- 3以上となっている14のうち、11施設は終了後10年以上を経過している。

18

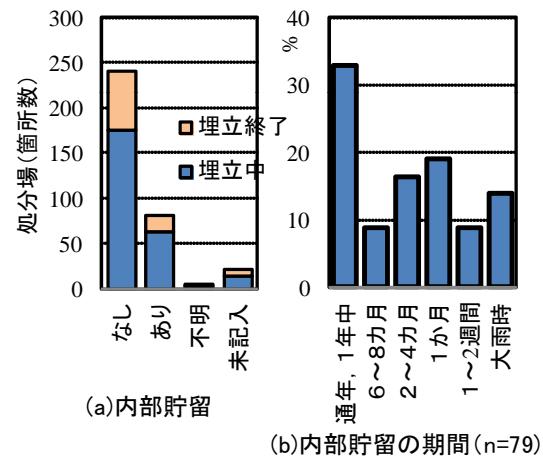
# 浸出水位の測定・内部貯留



(a) 浸出水水位測定

(b) 水位測定ありの施設

(c) 測定頻度



(a) 内部貯留

(b) 内部貯留の期間 (n=79)

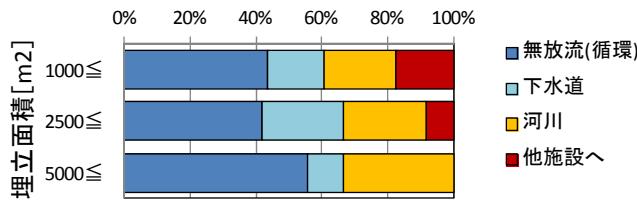
浸出水の水位を測定している処分場は約3割にとどまり、浸出水の滞水に対する意識は高くない。

19

## 【参考】被覆型(覆蓋式)処分場

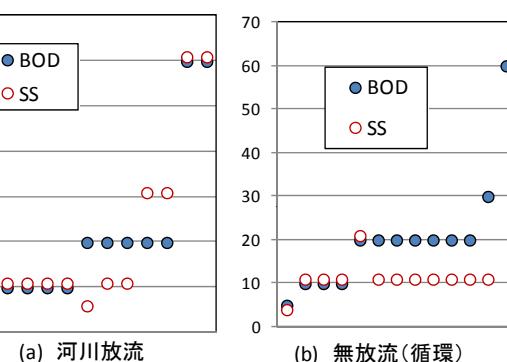
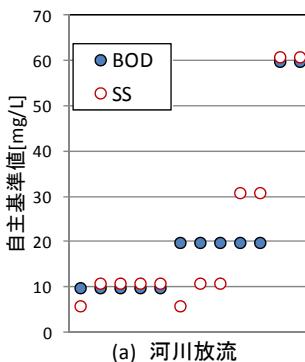
2018年調査

全国92施設を対象施設とし58施設から回答を得ることができた。



約半数が無放流  
(浸出水循環)

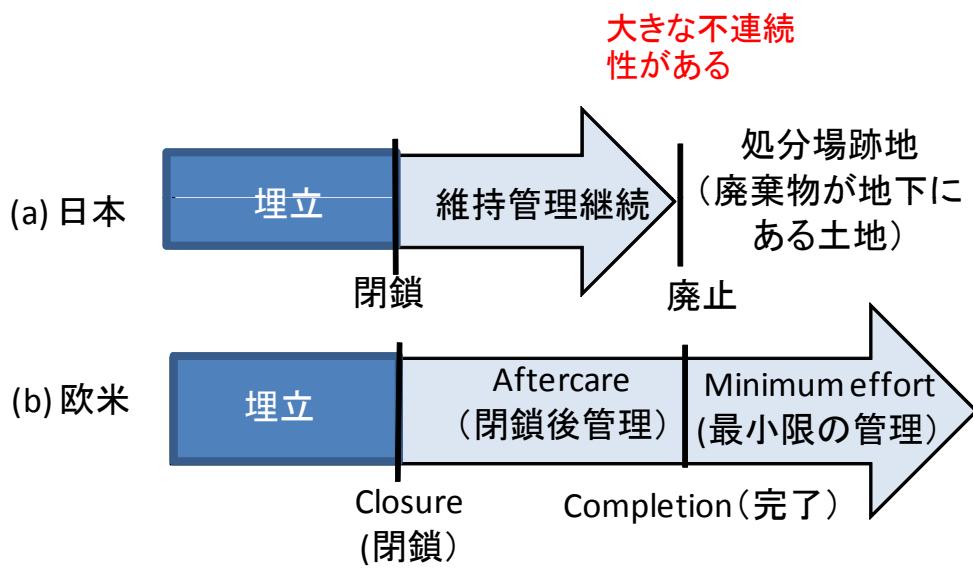
処理水の自主基準値



循環しているのに厳しい自  
主基準値を設定

20

# 欧米には廃止はない



以上の内容は

松藤敏彦:ごみ処理施設の科学的合理性について考える II 最終処分場の運転管理—廃止を中心に, 第73巻第357号, pp.537-544, 2020.9

21

(廃止に関する補足)

# (1)市町村が設置する処分場の廃止

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

第三節 一般廃棄物処理施設

(一般廃棄物処理施設の許可)

第八条 一般廃棄物処理施設(最終処分場を含む)を設置しようとする者(第六条の二第一項の規定により一般廃棄物を処分するために一般廃棄物処理施設を設置しようとする市町村を除く。)は、当該一般廃棄物処理施設を設置しようとする地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。

(変更の許可等) 第九条

5 第八条第一項の許可を受けた者は、……最終処分場である場合においては、環境省令で定める技術上の基準に適合していることについて都道府県知事の確認を受けたときに限り、当該最終処分場を廃止することができる。

23

## 都道府県知事の権限

### 廃棄物処理法

(政令で定める市の長による事務の処理)

第二十四条の二 この法律の規定により都道府県知事の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、政令で定める市の長が行うこととことができる。

### 施行令

第二十七条 法に規定する都道府県知事の権限に属する事務のうち、次に掲げる事務以外の事務は、指定都市の長及び中核市の長が行うこととする。この場合においては、法の規定中当該事務に係る都道府県知事に関する規定は、指定都市の長等に関する規定として指定都市の長等に適用があるものとする。

収集、運搬、積み替え  
(当該都市を越えて)

指定都市:政令で指定する人口50万以上の市  
中核市:政令で指定する人口20万以上の市

24

# 形質変更の指定区域(2004年)

## 法改正

昭和51年 (1976)	処理施設設置・変更に届出が必要 技術上の基準を定める省令
平成3年 (1991)	設置、変更に都道府県知事の許可 廃止、休止は、届出 最終処分場は埋立終了の届出
平成9年 (1997)	基準省令改正(最終処分場の基準強化) ミニ処分場も許可・届出の対象 廃止基準 (1998年)
平成16年 (2004)	技術上の基準改正 旧処分場、ミニ処分場についても措置を講じなければならない。 廃棄物が地下にある土地の形質変更 (ガイドライン2005年)

